

神奈川県依存症専門医療機関選定要領

(目的)

第1条 神奈川県における依存症に対応する専門的な医療提供体制を整備するため、依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」とする。）の選定について、選定基準及び申請手続を定める。

(選定主体)

第2条 専門医療機関の選定は、神奈川県知事がこれを行い、県内に所在地を有する保険医療機関について実施する。

(選定要件)

第3条 専門医療機関の選定要件は、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発 0613 第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」に基づき、以下の(1)～(5)に掲げる要件を全て満たす医療機関とする。

- (1) 精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医を1名以上有する保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関において、依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていること。
- (3) 当該保険医療機関に下記の依存症に係る研修のいずれか一つを修了した医師が1名以上配置され、及び当該依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。
 - ①アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修
 - ・「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」で定める「依存症治療指導者養成研修」
 - ・「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」で定める「依存症医療研修」
 - ②アルコール健康障害に係る研修
 - ・重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修
 - ③薬物依存症に係る研修
 - ・依存症集団療法の算定対象となる研修
- (4) 当該保険医療機関において、依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に県等に報告できる体制を有していること。
- (5) 当該保険医療機関において、依存症関連問題に対して相談機関や医療機関、民間団体（自助グループ等を含む。）、依存症回復支援機関等と連携して取り組むとともに、継続的な連携が図られること。

なお、国が選定基準を改正した場合は、既に選定された保険医療機関に対し、速やかに周知し、改正後の選定基準を満たしているかを審査するも

のとする。

(申請)

第4条 専門医療機関に選定されることを希望する保険医療機関は、依存症専門医療機関選定申請書(様式1)及び添付書類(別紙1、以下「申請書類」という。)を記入の上、県に申請する。

なお、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した保険医療機関に対して補正や追加の添付書類の提出を求めることができる。

(選定方法)

第5条 専門医療機関の選定にあたっては、申請書類により内容を審査し、保険医療機関が本要領第3条(1)～(5)を全て満たしていることを確認の上、神奈川県精神保健福祉審議会の意見を踏まえ、県内の政令指定都市と調整し選定するものとする。

(選定通知)

第6条 県は、当該保険医療機関を専門医療機関として選定することが決定した場合は、依存症専門医療機関選定通知書(様式2)により当該保険医療機関あて通知する。

(公開)

第7条 県は、専門医療機関に選定した保険医療機関を、県のホームページ上に掲載すること等を通じ、公表する。

(報告)

第8条 県は、専門医療機関に選定された保険医療機関の選定要件の充足状況を確認するため、専門医療機関から毎年報告を求めるものとする。

(選定事項の変更)

第9条 専門医療機関は、対象の依存症等選定申請事項に変更があった場合には、変更の内容や変更理由等を依存症専門医療機関変更届(様式3)に記載し、速やかに県に提出するものとする。

(選定の解除)

第10条 選定の要件を満たさなくなった保険医療機関管理者は、県に対して速やかに依存症専門医療機関辞退届(様式4)を提出しなければならない。

2 県は、前項の届出を受理し、届出に基づき依存症専門医療機関を解除する場合には、速やかに依存症専門医療機関解除通知書(様式5)により通知する。

3 県は、依存症専門医療機関辞退届(様式4)の提出がない保険医療機関に関し、本要領第3条(1)～(5)を満たしていないことが判明した場合は、選定の解除を行うことができる。

なお、この場合、選定の解除を行った旨を依存症専門医療機関解除通知書(様式5)に記載のうえ、当該保険医療機関管理者に通知する。

(その他)

第11条 神奈川県依存症治療拠点機関の選定については、別途定める。

附則

本要領は、平成 30 年 3 月 16 日から適用する。

附則

本要領は、令和 2 年 3 月 1 日から適用する。